

「第2次行田市自殺対策計画(案)」に対する意見募集(パブリックコメント)の結果について

1 意見の募集期間 令和7年2月 10 日(月)から令和7年3月11日(火)

2 意見の件数 16 件(2人)

3 意見概要及び意見に対する市の考え方 以下のとおり

No	項目	意見の概要	市の考え方	計画への反映
1	第4章 自殺対策におけるこれからの取組み	基本施策で政策パッケージでは最上位に記載されているネットワークが、本市では最下位に記載されているあたり、行政内部・庁外関係機関や住民・個別専門分野との連携体制の構築強化を軽視している証左と受け止められる恐れあり、基本施策6から1への組み換えを求めたい。 また最重要なのは施策内容の、住民同士や地域のつながりではなくまず行政内部における連携体制強化、行政の本気度である。	基本施策の順番については第1次計画と同じとしておりますが、本計画の重点施策1が「地域のつながりづくり」であることを踏まえ、ご意見のとおり修正することについて、計画策定委員会の意見を聴くこととします。	反映
2	第4章 自殺対策におけるこれからの取組み	基本施策1 市民への啓発周知 (1)相談窓口で QR コード付きシールの配布(長浜市) (2)市立図書館に自殺予防関連図書コーナーの設置(南砺市)	市民への周知方法として、QRコードから相談窓口ホームページにつながる取組を行っている自治体があることは承知しております。本市においては、スマートフォンの操作に不慣れた高齢者がいらっしゃることも考慮し、まずは、市関係部署等の相談窓口の連絡先をまとめたチラシを作成し、周知に努めていきたいと考えております。 また、行田市立図書館では、自殺予防関連図書コーナーの設置を令和7年3月の自殺対策強化月間の間行っております。	無
3	第4章 自殺対策におけるこれからの取組み	基本施策2 自殺対策を支える人材の育成 (1)ケアマネ・生活困窮者相談員・訪問介護・消防・子育て支援関係者へのゲートキーパー研修開催	ゲートキーパー研修につきましては、市職員をはじめ、民生委員など、地域で活動されている方に対して実施し、人材育成に努めてまいります。ご指摘いただいた関係者へは一部実施しておりますが、今後は幅広い関係者を対象とした研修を実施してまいります。	無

No	項目	意見の概要	市の考え方	計画への反映
4	第4章 自殺対策におけるこれからの取組み	基本施策3 自殺未遂者への支援の充実 (1)自殺リスクを抱える可能性のある人への支援 アウトリーチの前にまず覚知の工夫を。市ホームページより24時間対応のオンライン相談窓口(上尾市)。24時間体制 TEL 無料相談(小鹿野市)	平日・休日ともに24時間対応の電話相談は、現在、国が「こころの健康相談統一ダイヤル」を実施しており、埼玉県ではLINEによる相談を毎日19時から23時まで実施しています。精神保健福祉士等の専門職を確保している他自治体ではオンライン相談を受け付ける事業を行っていることと承知しておりますが、その場合でも、相談対応は平日の日中に限られるといった課題があることから、本市では、24時間対応が可能な国等の相談窓口の周知を行っていきたいと考えております。 なお、児童生徒への対策として実施している相談窓口の「そうだんホットライン」は24時間受付可能となっております。	無
5	第4章 自殺対策におけるこれからの取組み	基本施策3 自殺未遂者への支援の充実 (3)自殺未遂者への支援 自殺対策を本気でやるなら最大のリスク自殺未遂者の対応が最重要。会議上でもあったように、救急病院や消防・警察・保健所と連携して発生事案を市が把握し、アウトリーチすべし。生命の危機の前には行政のやらない理由になりがちな個人情報保護義務は免責されます。未遂者・また自死遺族自ら相談支援にアクセスすることはまずありません。	自殺未遂者の再度の自殺を防ぐ等のため、救命救急センターから関係機関等へ個人情報を提供することについては、「本人の同意がある場合」及び「本人の同意がない場合であっても、再度自殺をする蓋然性が極めて高いなど生命の保護のために必要であって、本人の同意を得ることが困難である場合」には、「必要とされる情報の範囲に限り提供」することは差し支えないとされています(参照:「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」P46,47)。 そのため、本市が全ての発生事案を把握することは困難であり、また、再度自殺をする蓋然性が極めて高いと搬送先の医療機関にて判断される場合等には、必要に応じて、当該医療機関から本市に情報提供がされと考えております。情報提供があった場合には、医療機関と連携し、適切な対応を行ってまいります。	無
6	第4章 自殺対策におけるこれからの取組み	基本施策3 自殺未遂者への支援の充実 自殺未遂で高次脳機能障害となった方や、脳卒中や事故などで高次脳機能障害となった方、そして、そのご家族のことも念頭に置いた計画にしてください。	第2次行田市自殺対策計画は、市の自殺対策に係る総合的な計画であり、障がい者計画などの様々な福祉分野における行政計画との連携・整合を図っております。 「行田市障がい者計画」では、高次脳機能障害の方を計画の対象としており、第2次行田市自殺対策計画では具体的に記載することはいたしません。障がい福祉分野と連携を図りながら対応してまいります。	無

No	項目	意見の概要	市の考え方	計画への反映
7	第4章 自殺対策におけるこれからの取組み	基本施策4 自死遺族等への支援の充実 事案を特定せず待っただけの支援は不可能です。消防と連携して搬送後1～2 か月後・自死遺族は四十九日法要後、消防が訪問し様子確認・担当課へ情報提供し支援開始(日置市) 遺族支援会議を開催(1か月以内に会議後訪問と傾聴・支援情報の提供(豊後大野市))	自殺未遂者及び自死遺族へ消防職員が訪問等し、同意が得られた場合には専門職への相談などの支援につなぐ取組を行っている自治体があることは承知しております。 自殺未遂者等の個人情報を持つ消防職員によるファーストアプローチが必要であること、実施している自治体では消防職員による訪問等には好意的ではあるものの、支援につながった例は少ないという課題が挙げられていることを踏まえつつ、ご意見については、庁内自殺対策庁内連絡会議にて、基本施策を含めた取組の進捗状況を確認する中で、施策案の一つとして参考にさせていただきます。	無
8	第4章 自殺対策におけるこれからの取組み	基本施策5 児童生徒の自己肯定感を高め、SOSを出せる環境づくり 具体的な事業なし。出す側・受ける側の研修を。 SOS 出し方教育(教育委員会・保健師・外部講師)出前授業・モデル授業 DVD 配布(佐久市・蔵王町・宮崎市・山陽小野田市・上山市・いの町・新座市など多数) SOSを適切に受け止めるための研修(角田市・多久市・久万高原町・栗東市など)	児童生徒への対策につきましましては、現在、子どもたちがいつでも相談できる「さわやか相談員」を各中学校に2名ずつ配置しております。また、教育委員会直通の「そうだんホットライン」(24時間受付可)による相談体制を整えているほか、県が実施している「子どもスマイルネット」の相談窓口カードを小学4年生、小学6年生、中学2年生に配布しております。 さらに、スクールソーシャルワーカー活用事業として、スクールソーシャルワーカーが市内20校の小中学校長と面談を行い、配慮を要する子どもたちの状況を把握するとともに、必要に応じて児童生徒宅への電話や訪問を行っているほか、教育委員会において不登校対策会議を開催し個々に応じた支援策を考え実行しております。 ご意見については、庁内自殺対策庁内連絡会議にて、基本施策を含めた取組の進捗状況を確認する中で、施策案の一つとして参考にさせていただきます。	無
9	第4章 自殺対策におけるこれからの取組み	5 成果指標及び参考数値 PDCA サイクルを回すためには市民アンケートで適切な設問が必要である。他市で行われているように「本気で自殺を考えたことのある人」「専門家に相談した人」「自分の気持ちを理解してくれる人がいると思うか」等の回答の推移が、ストラクチャー指標(対策会議回数・研修の回数・参加者数)にとどまらない成果指標として考えられる	成果指標に関わるご指摘のアンケートの設問につきましましては、令和7年度に実施予定の健康に関するアンケート調査において、他市の指標等を参考に設問の検討をいたします。	無

No	項目	意見の概要	市の考え方	計画への反映
10	第 5 章 計画の推進	庁外関係者に対して ネットワーク会議(市・医療保健・警察・消防・産業労働・学校他)立ち上げ・スポーツ団体／環境衛生団体との協定(ゲートキーパーの役割)を求めたい	市では、地元企業や学校、NPO などさまざまな団体との連携を強化し、孤独や生活困窮等の複雑かつ困難な問題を抱える市民へのアウトリーチ活動を行うとともに、多機関による漏れのない受け止め体制を整備するため、地域共生のネットワーク会議を開催しています。また、ゲートキーパー研修については、対象を限定せず、広く参加を呼びかけてまいります。	無
11	第 5 章 計画の推進	計画の推進 健康づくり推進協議会なるものが突然出てきたが、自殺以外の健康に対する広範な課題(食・運動・検診・歯)に対応するなら、1～2か月毎の定期開催の作業部会を協議会や庁内連絡会議の下部組織として置き(市の事務局として責任を負う)実務を扱うことが必須と思われるがどうか。	本市では、専門知識の活用や市政に対する市民の意見の反映等を目的として、協議会等を設置することとしており、「行田市健康づくり推進協議会」は、健康増進計画、食育推進計画及び自殺対策計画の策定や評価に関すること等を行っていただくため設置しました。健康・保健分野等の行政実務は市が責任をもって担うものであり、本協議会では、その目的の下、ご意見をいただきたいと考えております。	無
12	第 5 章 計画の推進	「地域自殺対策計画策定・見直しの手引き」に各課の実施内容につき担当部署と協議し、それを継続すること。とあり、担当課の提出した書類を協議なくそのまま記載するのをやめ、確認シートに沿って量的評価、その事業の確実な履行を求めてください。	行田市自殺対策庁内連絡会議において、各所属における自殺対策の具体的な進捗状況の把握、確認、協議を行い評価してまいります。	無
13	その他	2年前に策定された第3次健康増進食育推進計画の作業部会との整合性が不明。消滅回避に向けての貴重な3年間を浪費して、同じ目的の協議会を立ち上げる理由は何か。	ご指摘の計画においては、その計画の進行管理のため、分野(体、検診、心、歯、食)ごとにワーキンググループを起ち上げ、改善点等について定期的に話し合いを行うこととしておりましたが、施策分野に密接に関係のある自殺対策計画の評価等も併せて行うことにより政策効果を高めるため、「行田市健康づくり推進協議会」を起ち上げました。	無
14	その他	第3次行田市健康増進食育推進計画の関係で22年11月に策定委員とリーダーの顔合わせを行って以来、全く活動のないこの作業部会を廃止するならその旨委員やグループリーダーに市として経緯の説明と、推進協議会への協力を求めるのが妥当かと思うがいかか。その際は健康増進計画の5つのパートの進捗管理はこの協議会が扱うという理解でよいか。	令和7年度以降、「行田市健康づくり推進協議会」では、健康増進・食育推進計画や自殺対策計画の評価を行っていただくため、関係者への説明に努めてまいります。また、当該協議会では、第3次行田市健康増進食育推進計画の分野(体、検診、心、歯、食)ごとの評価を実施していただく予定です。	無

No	項目	意見の概要	市の考え方	計画への 反映
15	その他	「心」の問題を検討する作業部会であれば同一会議体で、健康増進計画の「心」と自殺対策を扱うのが妥当と思われるがいかがか。	「行田市健康づくり推進協議会」では、「心」も含めた健康増進・食育推進計画の評価を行うとともに、自殺対策計画についても評価を行っていただくこととしています。両計画において密接に関係する施策については、一緒に評価を受けられるよう、協議会運営を工夫してまいります。	無
16	その他	上記の過程を経なければ、健康増進計画のように委員の努力が徒労に終わることが容易に想定され、市がやらないための時間稼ぎに付き合わされることとなり、協議会の立ち上げには反対である。	ご意見については、市では関係者の方々に対する必要な説明を行うとともに、「行田市健康づくり推進協議会」における効果的・効率的な評価の実施に努めてまいりますので、何卒、ご理解いただきますようお願い申し上げます。	無